

令和5年5月9日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高井 康之  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」の送付について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する一連の事務連絡（別紙1ご参照のこと）に関しまして、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）においては、下記のとおり分類された対応により、それぞれ取り扱うこととなる旨（一覧は別紙2参照）の事務連絡が厚生労働省より発出されましたので、ご連絡申し上げます。

- ・ 当面の間継続するもの。
- ・ 見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続するもの。
- ・ 臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了するもの。

なお、上記の取り扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを行う場合がありますとのことです。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

## 記

(添付資料)

○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

(令5.5.1 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

- ・ 別紙1 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧（第1報～第27報）
- ・ 別紙2 位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取り扱い整理表(R5.05.01)

以上

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737